

八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館 使用料収納事務委託契約書（案）

八千代市（以下「委託者」という。）と、〇〇（以下「受託者」という。）は、八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館における使用料の収納事務について、八千代市条例及び八千代市財務規則を遵守のうえ、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は受託者に対し、八千代市都市公園条例第6条の2に規定された有料公園施設のうち、八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館における使用料の収納事務を委託し、受託者はこれを受託し、別に締結する八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館の指定管理業務に関する協定書による委託者の指示に従って収納事務を遂行するものとする。

（委託料）

第2条 委託料は、発生しないものとする。

（使用料の徴収方法）

第3条 受託者は、八千代市都市公園条例施行規則第11条に規定する当該各施設の使用許可書が交付され、かつ、使用料の納入の通知を行ったもの（以下「納入義務者」という。）から使用料を収納しなければならない。

（領収印）

第4条 領収印は、受託者が用意するものとし、別記のとおりとする。

（収納した使用料の納入）

第5条 受託者は、収納した使用料をその翌日以降の金融機関営業日に、八千代市財務規則第53条第2項に定める現金払込書に必要事項を記入の上、当該現金とともにその収納に係る領収済通知書を添えて、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

（収納の報告）

第6条 受託者は、毎月終了後翌月10日までに、収納状況の集計その他指定する書類を、委託者に提出する。

（身分を示す証票）

第7条 委託者は、受託者に対し、八千代市財務規則第54条第1項に定める身

分を示す証票を交付するものとし、受託者はこの受託に係る事務を執行するとき、八千代市財務規則第54条第2項の規定により交付された証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査等)

第8条 委託者は、この契約による収納事務について、受託者の帳簿、書類その他の記録等を検査又は調査することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 受託者は、この契約を締結したことにより生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏洩し、これに類する行為をしてはならない。

(契約の解除等)

第12条 委託者又は受託者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託者又は受託者がこの契約に違反したとき。
- (2) 委託者又は受託者が正当な事由なくこの契約を履行しないとき。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- (4) 八千代市都市公園条例が廃止されたとき。

(損害の賠償)

第13条 受託者は、この契約に違反し、又は故意もしくは過失によって委託者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

2 委託者は、前条第1号から第3号のいずれかに該当し、この契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

(契約の有効期間)

第14条 この契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、

委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、委託者と受託者が双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 千葉県八千代市大和田新田312番地の5
八千代市
八千代市長 服部友則

受託者

(別記)

公印の名称	書 体	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 型
八千代台近隣公園小体育館 領収印	明朝体	径35	

公印の名称	書 体	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 型
勝田台中央公園小体育館 領収印	角ゴシック	径31	